

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
4 年 第 2 9 号	4. 8. 2	<p>化学物質過敏症（CS）・電磁波過敏症（ES）対策の社会的に必要な取り組みに関する陳情（ES 編）</p> <p>香害と電磁波被害防止のために、3月の陳情で、問題提起がなされた。6月の陳情では、問題が起きないように予防するためには電磁波の規制と環境負荷を減らす方法の社会的周知が求められている。</p> <p>この陳情では、電磁波過敏症（ES）対策のための提言、電源オフ等、社会的に必要な取り組みをお願いする。</p> <p>1. 電磁波過敏症（ES）対策のための6つの提言 参考資料 本1) ESの発症原因は、CSからの併発や、マイクロ波（高周波）、病院のMRI検査が引き金になった人もいる。</p> <p>① ESの社会的周知 ESは、思い込みでも更年期障害でもなく、電磁波に反応して症状が出現する。電磁波の発生源を無くせば症状は改善し、不適切な薬剤を投与すれば病状は悪化する。ESの人は、周りの人からESの理解が得られないとストレスが大きくなる。ESの人を苦しめないためにも、ESの社会的周知が急務である。</p> <p>② ESを治療できる医療施設と電磁波が飛んでこない特定地域（ゾーン）の設定 極低周波が飛んでこない地域はあっても、携帯電話のマイクロ波が飛んでこない地域はどんどん減っている。基地局建設の推進など、多数者の論理で少数者の生存権を侵害してはならない。ES発症者を刺激しない程度の高周波レベルの特定地域（ゾーン）の設定は重要である。</p> <p>③ 極低周波と高周波の両領域に厳しい規制の設定 電化製品や携帯電話の使い方であれば、1人1人の努力で環境改善が出来る。しかし、高電線・変電所・基地問題等は個人の努力では解決できないが、その周辺には四六時中電磁波が降り注ぐため、国や自治体が厳しく規制すべきだ。</p> <p>高周波については、電磁波の非熱作用を基にした厳しい基準値が必要である。オーストラリアのウロンゴン州の基準値は、0.001 マイクロワット/平方センチメートルで、日本の100万分の1である。極低周波については、磁場強度について規制値は0.1 ミリガウスが望まれるが、2 ミリガウス（スウェーデンで小児</p>	個人	総務企画

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>白血病発症リスクが 2.7 倍と発表された値) からでも規制を始めるべきである。 これらの値は一般人に対する環境基準値であり、ES の人はこれより低レベルで反応するため、決して安全な値ではない。しかし、一般人に対して厳しい基準値を設定したうえで、ES の人のためのセンシティブ基準値や特定地域 (ゾーン) を設定するのが現実的である。</p> <p>④ 事業者は電磁波を減らす努力が必要 電気メーカー・携帯会社・電力会社などは、技術革新も含めて電磁波低減に努力すべきである。建築関係は、新築時に電源ケーブルの配線を鉄パイプに通せば電磁波漏洩量は大幅に減る。</p> <p>⑤ 行政に電磁波被害の相談対応窓口の設置 ES の人は、電磁波による生存権の侵害があっても、苦情を訴え出る所がどこにもない。国や自治体は、相談窓口や苦情処理を受け付ける窓口を早急に設置すべきだ。さらに、高周波・極低周波の測定器を自治体で用意し、貸出制度を整えることも必要である。性能の良い測定器は高額なため個人で用意するのは困難である。また、送電線・変電所・基地局等の建設計画は、事前の情報公開と住民参加も必要である。</p> <p>⑥ 電磁波被害を知るための信頼性のある調査の実施 具体的には、大規模な疫学調査と実験研究調査 (動物実験と細胞実験) の実施である。極低周波領域だけでなく、高周波領域も含めて何度も実施すべきだ。その際、行政や事業者は資金だけを提供し、研究調査は独立専門家委員会に任せ、金は出しても口は出さないようにする方が研究調査に信頼性が生まれる。 ES 対策のための 6 つの提言に対して、茨城県議会において、政府への意見書の提出、条例の制定、相談機関の整備、周知徹底などをお願いする。</p> <p>2. 電源オフの取り組み 参考資料 本 2) 電磁波の規制はヨーロッパが先進的で、保育園で Wi-Fi 設置の禁止、学校で携帯・スマホの使用の禁止、電磁波に厳しい安全基準を導入している。 携帯・スマホ等の電磁波も有害なため、不使用時は電源オフ、必要で使う時は離れて使用する事をお願いする。保育園・幼稚園・学校・大学・研究施設・図書館・公共施設 (市町村庁・県庁・省庁) ・保健所・福祉施設・医療機関・交通機関 (電車・バス・タクシー) ・郵便局・銀行・各会社・店舗・他家への訪問時・家庭内等あらゆる所で、電源オフに取り組むべきである。野放しでは、健康被害</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>を引き起こすため、環境過敏症の人（ES の人）は、そこにいられなくなり、上記のあらゆる所に、行けない・通えない・乗れない・利用できない等、（社会）生活の権利が剥奪され、電磁波の被害者が人権侵害も受ける。茨城県議会から、あらゆる関係各位に電源オフに取り組むよう働きかけをお願いする。</p> <p>おわりに 参考資料 本3) 4) ネット1)</p> <p>第3次健康いばらき 21 プランでは、「健康長寿日本一を目指して」とあるが、名ばかりで実態が伴っていない。他人の香害からCSを発症し、外出も困難になるような事態を引き起こしている。ESを発症し、社会的な無知・無理解により、苦勞している人がいる現状を認識すべきである。マイクロプラスチック問題を含め、健康被害だけでなく、社会環境の悪化、環境汚染、人権侵害、物損も引き起こしている。</p> <p>国が有害な物をきちんと禁止・規制しない為、環境負荷が大きく、有害な製品が出回っているのが現状である。多くの人が知らずに使って、本人にも他人にも、害を引き起こしている。国に禁止・規制を求めるとともに、ただ国の動きを待つだけでなく、被害は日々続出しているため、1人1人が、関係各位が、出来ることから、害を減らす取り組みを始めることが必要である。</p> <p>茨城県として、一致団結して、香害・化学物質・電磁波の被害を減らす対処を早急に始めるべきである。放置して環境負荷を減らす努力をしないでいると、CS・ES発症者が増加し、被害が深刻になり、社会的損失も大きくなる。CS・ESは誰にでも発症する可能性があり、化学物質や電磁波がその人の許容量を超えた時、ある日突然、発症する。環境過敏症の人にやさしい環境は、全ての人にとって良い環境であり、環境負荷低減の社会的取り組みが必要である。茨城県議会に陳情を提出し、CS・ES対策の早急な対処をお願いする。</p> <p>参考資料 <本> 1) 大久保貞利「電磁波過敏症」緑風出版 2) 内山葉子「デジタル毒」ユサブル 3) 水城まさみ・小倉英郎・乳井和子「化学物質過敏症対策」緑風出版 4) 加藤やすこ「新 電磁波・化学物質過敏症対策」緑風出版 <インターネット></p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>1) 茨城県 保健医療部 事業計画概要 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/documents/hokoenniryoubuzigyokeikakugaiyou.pdf 他、多数</p>		